アーキビストの眼 ①

ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立 一大阪大学文書館スタートのために一

大阪大学文書館設置準備室 菅 真 城

Masaki KAN

はじめに一大学アーカイブズの設置現状一

「今、大学アーカイブズが元気」¹⁾と小川千代子が発言したのは、2003(平成15)年のことであった。現在、大学アーカイブズ界は一見活況を呈しているかにみえる。1996年に62大学20個人会員で発足した全国大学史資料協議会は、2008年1月現在では93大学36個人会員まで会員を増やした。

一部の国立大学でも大学アーカイブズの整備が進んでいるが、これらの大学アーカイブズはいずれも年史編纂を前提としている。1963(昭和38)年に設置された東北大学記念資料室を嚆矢として、1987年には東京大学史史料室が設置された。その後も年史編纂完了後の資料保存を契機として、1992年には九州大学大学史料室が、1996年には名古屋大学史資料室が設置された。

こうした状況に大きな変化を与えたのが、2001年に施行された情報公開法であった。年 史編纂完了後の資料保存に加えて、保存年限 が満了した行政文書(国立大学法人化後は法 人文書)の受け入れ機関として大学アーカイ ブズが位置づけられるようになったのであ る。2000年には京都大学大学文書館が新設され、東北大学記念資料室は史料館に改組され た。国立大学法人化した2004年には、広島大 学文書館が新設され、名古屋大学大学史資料 室は大学文書資料室に改組された。翌2005年 には北海道大学大学文書館が新設され、九州 大学大学史料室は大学文書館に改組された。 金沢大学資料館はミュージアムであるが、情 報公開法が施行された2001年からはアーカイ ブズ機能が付加された。

大阪大学では、2006年に文書館設置準備室 (以下、「準備室」という)を設置して、文 書館(ぶんしょかん、仮称)の設置準備中で あるが、これまでの大学アーカイブズとは異 なり、大阪大学文書館はポスト年史編纂でな いゼロからの大学アーカイブズの設立であ る。その意味で大阪大学文書館の成否は、今 後の大学アーカイブズ設立に及ぼす影響も決 して小さくないといえるであろう。

本稿では、大阪大学における文書館設置に向けての取り組みについて紹介するとともに、年史編纂と大学アーカイブズとの関係について若干の論及を行う。本稿は、あくまで大学を対象とするものであるが、ここで述べることは自治体の場合でも符合することが多いのではないかと考えている。

さて、「大学の文書館である大学文書館は、基本的に大学に規定された存在であ」²⁾り、そもそも大学アーカイブズに限らずアーカイブズは親組織の性格を反映するものでもある。そして、この性格の多くは、その組織の歴史に規定される。そこで、次章では、まず本稿の主たる考察の対象である大阪大学の歴史について概観しておく。

1 大阪大学の歴史の概要

大阪大学は、1931年に8番目、内地6番目 の帝国大学として設置された³⁾。創設時の学 部は理学部と医学部の2学部。理学部は新設 であったが、医学部は府立大阪医科大学の国立移管により実現した。大阪医大の歴史は1869 (明治2)年の仮病院まで遡る。1933年には官立大阪工業大学を移管して工学部が設置された。総合大学とはいえ理科系のみで、文科系学部は戦後1948年に設置された法文学部が最初である。その後、組織の拡充を進め、基礎工学部や人間科学部という他大学にはみられないユニークな学部も設置されてきた。2007年には大阪外国語大学と統合し、学部学生の定員は国立大学で最も多くなった。現在、11学部、15大学院研究科、5附置研究所、2附属病院、3全国共同利用施設、21学内共同教育研究施設、等の組織を有している。

このように1931年に創設された大阪大学であるが、現在では近世に設立された懐徳堂・適塾を精神的源流と位置づけている。適塾と大阪大学との関係は、適塾の教師生徒が仮病院へ受けつがれ、それが大阪医学校や大阪医科大学、そして大阪大学医学部へ繋がっていったという人的系譜による。また、史跡適塾の建物管理は大阪大学が行っている。懐徳堂との関係は、文学部を設置した1949年に蔵書(懐徳堂文庫)の寄贈を受けたことによる。ちなみに、懐徳堂・適塾を精神的源流とする歴史観は、1985年に刊行された『大阪大学五十年史 通史』以降に形成された、比較的新しい歴史観である4)。

現在では文科系学部の整備も進んだが、大阪大学は理科系中心の総合大学ということができる。このことはすなわち、ただ単に歴史的資料は重要であるという歴史学的、文科系的説明のみでは、アーカイブズを設置するにあたっての全学的理解を得ることが困難なことを示している。

大濱徹也は、筑波大学で文書館を設置することに失敗した経験を踏まえて、以下のような発言をしたことがある。「まず、大学内で、大学アーカイブズの存在をどのように認知してもらうかという問題に取り組まねばなりません。このような認知の問題において、ある意味で一番の抵抗勢力は、おそらく文学部的

なところではないかと、私はいままでの見聞で抱いています。筑波大学で文書館が出来なかったときの問題であきれたのは(中略)。過去の栄光にただすがりつくのではなく、かびがはえた歴史を金科玉条とするのではなく、明日をつくる糧としての歴史を生むために、大学アーカイブズは必要なのです。そうすると、存外、論理的説明に理解を示してくれるのは、自然科学系の人たちでした」「5。論理的に説明すると理科系、自然科学系の人たちが理解を示してくれるということは、筆者も体感的に経験している。いかに論理的に対することができるかが、大阪大学文書館の設置準備にあたっている筆者の課題になる。

2 大阪大学における文書館設置への動き

先程、大阪大学文書館はポスト年史編纂で はないと述べたが、これはこれまで大阪大学 において年史編纂が行われなかったというこ とを意味するものではない。これまでに大阪 大学では、『大阪帝国大学創立史』6)、『大阪 大学二十五年誌』7)、『写真集 大阪大学の五 十年』8)、『大阪大学五十年史 部局史』9)、『大 阪大学五十年史 通史』¹⁰⁾、『OSAKA UNI-VERSITY 60』¹¹⁾、『大阪大学創立70周年記念 写真集』12)を刊行している。このうち、最も 本格的な編纂は、50年史編纂事業である。 1979~1985年にかけて、大阪大学50年史編集 実行委員会の下、50年史資料・編集室を設置 して、編纂事業を実施した。この編纂完了時 には、50年史編纂関係者は「大学史資料館」 「大学史資料センター」設置を目指したが、 実現することはできなかった。50年史編纂資 料は、50年史資料・編集室の閉室に伴い、附 属図書館の貴重書庫に収蔵された¹³⁾。

1998年にも元50年史編集実行委員の名誉教授一同が、大学創立70周年を迎えるにあたって、50年史編纂資料をはじめとする大阪大学史資料の整理保存に加え、「保存期限の過ぎた文書は必ず資料室に問い合わせてから廃棄するかまたは、アーカイブズとして保存を決

定するというシステムを構築することが必 要 という「大学アーカイブズ 機能も併せ 持った「大学史資料室|設置と専任人員配置、 および文書管理規程の改正を要望したが14)、 実現することはできなかった。その後、「は じめに | で述べたように、旧帝大を中心とす る国立大学でアーカイブズの整備が進み、旧 帝大のなかで大学アーカイブズがないのは大 阪大学のみになった。

今回の大阪大学における文書館設置の動き の発端について、阿部武司準備室長の「大阪 大学文書館設置準備室だより発刊に寄せて [15] には以下のように記されている。

> 当準備室の設置の発端は、大阪大学の 法人化を目前に控えた平成15年度末に、 かねてから大阪大学に文書館ないし大学 史編纂室が設置されていないことを憂慮 されていた数名の先生方のご要望を受け て私が窓口となり、当時の宮原秀夫総長 および副学長の先生方に、文書館の設置 の必要性をご説明申し上げたことです。

> 平成13年に情報公開法が施行されたこ と、国立総合大学では文書館の設置が増 えていたことなどからみて、大学史編纂 室ではなく文書館の設置が必要であると いう私の主張には、幸いにも先生方から はご理解がすぐに得られ、平成17年1月 に大阪大学総合計画室の下に文書館(仮 称) 設置検討ワーキングを設けていただ けました。現在でも続いております同 ワーキングには私のほか、総合計画室、 湯川記念室 (理学研究科内)、総合学術 博物館、大学教育実践センター、附属図 書館、文学、法学、工学、医学の各研究 科、サイバーメディアセンター等の部局 から委員の先生方が選出されました。

このワーキングは、総合計画室にあてて二 度にわたって答申を提出し、2006年2月10日 付の「大阪大学文書館(仮称)設置第二次答 申 | は3月15日の教育研究評議会で報告され た。そして、7月1日をもって「大阪大学文 書館設置準備室設置要項 | が施行され、準備

室が設置された。

なお、阿部室長は「文書館の設置が必要で あるという私の主張には、幸いにも先生方か らはご理解がすぐに得られ|と記しているが、 当時の宮原総長は、2004年に『大阪帝国大学 創立史』を復刻するにあたって、「大阪大学 は創立後、事務局、図書館をはじめ各学部も その場所をもとめて変転を余儀なくされるこ とが多く、その際に関係記録や資料が失われ たことも否めない。今日では『創立史』に書 き留められた記録は創立前後の状況を明らか にする数少ない資料の一つとして貴重なもの となっている。今後はこのような重要な記録 が失われないよう大学の記録遺産として管理 していくように努めたいと考える。 |16)という 文章を寄せていた。宮原総長は情報工学を専 門とする理科系の人だが、歴史的資料の重要 性も認識していたことを伺うことができ、こ のことがスムーズな進行に結びついていった ことの一要因とも考えられる。天草アーカイ ブズの設立17)などにもみられるように、新し い組織を立ち上げるにあたっては、まずトッ プの理解を得ることが重要である。その上で 広くアーカイブズの必要性を周知していかね ばならない。

3 大阪大学文書館設置準備室の活動と課題 (1) 体制

先に述べたように、大阪大学文書館設置準 備室は2006年7月1日に設置され、同日付で 経済学研究科の阿部武司教授が室長に就任し た。その後、10月1日付で専任講師として菅 真城と事務補佐員として田村綾が、11月1日 付で事務補佐員として辻義浩が着任した。現 在の体制は、室長 (併任)、講師1、事務補佐 員(非常勤)2である。準備室としては、豊 中キャンパスにあるサイバーメディアセン ターの教員室2室(約44m²)を借用している が、これは室員の執務スペースであり、専用 の資料保管スペースは確保できていない。

準備室に関する事務は、事務局総務部企画 推進課が担当している18)。なお、大阪大学の 文書主管課は事務局総務部評価・広報課¹⁹⁾であり、準備室の事務担当と一致しているわけではない。

(2)業務

「大阪大学文書館設置準備室設置要項」第 1では、「大阪大学に、大阪大学の歴史に関する文書(法人文書を含む。以下同じ。)の 収集、整理、保存及び公開を目的とする文書 館の設置準備を行うため、大阪大学文書館設 置準備室(以下「準備室」という。)を置く。」 と準備室の目的が定められている。そして、 同要項第2では、以下のように準備室の業務 が定められている。

第2 準備室は、次の各号に掲げる業務 を行う。

- 一 大阪大学の歴史に関する文書の収 集、整理及び保存に関すること。

この要項に基づいて、準備室ではこれまで 以下の業務を行ってきた。大阪大学の歴史に 関する文書の収集、整理及び保存に関するこ とについては、おおむね以下のとおりである。

まず、附属図書館貴重書庫に保管されてい た50年史編纂資料の再整理を実施した。その 結果、一部資料が散逸してしまっていること が確認された。編纂完了後に資料が散逸した ことは、東京大学20)、京都大学21)、広島大 学22)でも報告されているが、むしろ散逸しな い場合の方がまれであろう。多くの大学の場 合、編纂完了後はその資料は段ボールに詰め られ、事務局や図書館の倉庫に山積みにされ る。それらに比べると、附属図書館貴重書庫 という環境が整ったところに置かれながら も、図書館職員には50年史編纂資料は図書館 の所蔵物としては認識されておらず、管理さ れていなかった。たとえ入室が制限されてい る貴重書庫に入れておいても、人が付いてケ アしないと資料は散逸するのである。

大阪大学50年史編纂資料のうち主要なもの

については、「大阪大学五十年史資料・図書目録」が『大阪大学史紀要』第4号(1987年)に掲載され、一般に公表されている。この目録に基づいて、学内外からの資料閲覧希望もあった。かつては、そのたびに50年史資料・編集室員であった職員が対応していたが、準備室設置後は附属図書館と連携しながら準備室で対応している。

さて、散逸してしまった大阪大学50年史編 簒資料は、特定の研究テーマに関するものが 一括してなくなっている場合が多い。これは、 研究者による資料持ち出しが原因ではないか と想像される。大阪大学附属図書館の貴重書 庫は、原則として学外者の入室は禁じられて いる。したがって、資料散逸の最大の原因は、 学内の教員による資料の持ち出しということ になろう。小宮山道夫は、広島大学での経験 を踏まえて、「資料にとっては内部利用が最 大の敵 |23)と断じているが、大阪大学におい てもまさに「内部利用」が資料散逸の最大の 原因であったと考えられる。資料の散逸を防 ぐためには、アーカイブズを設置し、専任ス タッフを置いて資料を適切に管理することが 不可避なのである。このことは、自治体史編 纂後の資料を保存する場合においても同様で あろう。

次に、名誉教授を中心とする個人の方から ご寄贈頂いた資料の整理を行っている。資料 の寄贈は、広報誌やホームページを通じて呼 びかけている。

また、歴史的資料の保存場所がなくなった 学内のいくつかの部局・研究室からは、将来 的な資料の文書館への移管の申し込みも受け ている。このような場合は、担当者が資料の 歴史的価値を認識しているため資料散逸の危 機は少ないが、なかには貴重な歴史的資料が 何ら顧みられることなく、廃棄されている場 合もあるかもしれない。これらの研究室所蔵 資料の調査は準備室ではまだ行えていない が、所蔵状況を掌握しておく必要があろう。 しかし、大阪大学では、大学院医学系研究科 の医学史料室など、部局独自で資料を所蔵し

ているところもある。準備室としては、これ ら各部局できちんと管理されている資料を文 書館に集約することは考えていない。ただし、 利用者の便を考えて、各部局での資料所蔵状 況とその情報(目録)を集めておく必要はある。

そして、学内の各部局等が発行している刊 行物の収集に努めている。学内刊行物は法人 文書を補完するものとしても重要な資料であ る。各部局・事務局各課に寄贈依頼文書を出 したが、まだ体系的に集められていないのが 現状である。寄贈依頼は今後も続けていく予 定である。

大阪大学では、準備室が設置される以前か ら名誉教授のビデオを撮影し、映像を資料と して後世に残していく事業を実施していた が、準備室が設置されてからはこれを準備室 の事業として行っている。準備室が関与する までは、映像に収めるだけだったが²⁴⁾、今後 は活字化して順次雑誌に掲載して公表してい くことにしている。

総合学術博物館待兼山修学館の常設展示は 2007年にオープンしたが、それに際して「大 阪大学の系譜」のコーナー作成にあたって、 写真提供、キャプション執筆、年表作成等の 協力をした。

近年、多くの大学ではいわゆる自校史教育 として、自大学の歴史を授業で学生に伝える ことが行われている。大阪大学でも2006年か らこれを実施しており25)、準備室として全学 共通教育科目「大阪大学の歴史」に協力して いる。将来的には、学内各部局・教員と協力 しながらも、文書館が主体となって行う必要 があろう²⁶⁾。

この他、ホームページを立ち上げ、電子版 で『大阪大学文書館設置準備室だより』を発 行して、広報に努めている。『阪大 NOW』 という広報誌にも務めて記事を執筆するよう にしているが、学内的に準備室の存在が周知 されているとは言い難く、今後一層の努力を していく必要がある。

最後に、文書館の中核業務である法人文書 に関することについてであるが、法人文書の 保管状況について、法人文書ファイル管理簿 と対照しながら所蔵状況の調査を行ってい る。国の機関の文書管理に問題があることは、 内閣官房長官が主宰した「公文書等の適切な 管理、保存及び利用に関する懇談会しの報告 書「公文書等の適切な管理、保存及び利用の ための体制整備について一未来に残す歴史的 文書・アーカイブズの充実に向けて-」27)で も指摘されているが、大阪大学においても同 様の事象がみられる。具体的には、ファイル 名に抽象的なタイトルが多い、複数の簿冊が 1ファイルである場合や1つの簿冊の中に複 数のファイルが存在する場合等種々の様態が 混在している、などであるが、そして何より、 法人文書ファイル管理簿に登載されていない 文書が大量に存在している。充実した大学 アーカイブズをスタートさせるにあたって は、まず現用文書の管理の改善を図らなけれ ばならない。なお、事務局の法人文書につい ては、平成17年度から保存年限10年以上の文 書の廃棄を停止して頂いている。

このような調査を踏まえて、法人文書移管 に向けた事務局とのインフォーマルな交渉を 継続している。

(3)課題

準備室では、たくさんの課題を抱えている。 まず、資料の保存スペースを確保する必要 がある。現在のスペースでの資料収蔵はほぼ 限界に達している。

また、法人文書の扱いについても未決着の ままである。法人文書移管に向けた規則や体 制の整備を図る必要がある。具体的には「国 立大学法人大阪大学法人文書管理規程 | を改 正して、法人文書のライフサイクルの中に文 書館を位置づける必要がある。「京都大学に おける法人文書の管理に関する規程」第9条 には、「保存期間(延長された場合にあっては、 延長後の保存期間とする。)が満了した法人文 書は、京都大学大学文書館(第12条第2項第 2号において「大学文書館」という。)へ移管 するものとする。」とあり、保存年限が満了 したすべての法人文書が大学文書館に移管さ

れるシステムが構築されている。名古屋大学においても同様に、大学文書資料室への移管が義務づけられている。このような京都大学・名古屋大学や神奈川県などのように、すべての文書の移管を義務づける全量移管方式をとるか否かはひとまずおいておくとして、少なくとも文書館のチェックを経ないと法と要がある。そのために、今後も事務担当者との折衝を重ねていく予定である。また、学内刊行物についても、法人文書と同様に、文書館が確実に収集するシステムを構築する必要がある。

また、法人化した国立大学において、組織の設置を担保するためには、中期計画の中に文書館設置を明記する必要がある。準備室は、現中期計画の途中で発足したため、中期計画には記載されておらず、そのことが組織の不安定さに繋がっている。したがって、平成22年度から6年間の次期中期計画に文書館設置を明記しなければならない。ちなみに、平成16年6月3日文部科学大臣認可の広島大学の中期計画には、文書館について以下のように記されている。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】

⑤「文書館」を設置し、法人文書の整理・保存と管理の一元化を図る。

広島大学文書館は専任教員が配置された学 内共同教育研究施設であるが、中期計画では 教育あるいは研究上の計画でなく、事務の効 率化の中で文書館設置がうたわれているのが 特徴的である。

大阪大学文書館は、スタッフの構成・人数、 設置場所(大阪大学には豊中・吹田・箕面の 3キャンパスがある)、施設面積等、すべて が白紙の状態である。準備室の期間中にこれ らを確定せねばならない。

そしてまた、文書館設置に備え、「大阪大 学文書館規程」「大阪大学文書館運営委員会 規程」「大阪大学文書館利用細則」(いずれも 仮称)といった関係法規を整備する必要があ る。これら関係法規の整備を行い、文書館が 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関 する法律施行令(平成14年政令第199号)第 1条第1項第5号の規定に基づき、博物館、 美術館、図書館その他これらに類する施設で あって、保有する歴史的若しくは文化的な資 料又は学術研究用の資料について同令第2条 の規定による適切な管理を行うもの」(「独立 行政法人等の保有する情報の公開に関する法 律施行令」第1条)として総務大臣の指定を 受けるように準備しなければならない。

4 大学アーカイブズの理念と大阪大学文書 館のミッション

(1) 大学アーカイブズの理念

このように、大阪大学文書館をスタートするにあたっては課題だらけである。最大の課題は、そもそも準備室の存在自体が学内構成員に周知されておらず、したがって文書館設置の必要性も学内構成員に理解されていないことである。この課題を克服するためには、学内で文書館とは何か、文書館の必要性について理解してもらわなければならない。そのためには、文書館の理念・目的・ミッションについて明確に提示し、いかに文書館が大学の管理運営および教育研究に役立つかアピールしなければならない²⁸。

そこでまず、先学によって提示されている 大学アーカイブズの理念について確認してお く。西山伸は次のように大学アーカイブズの 理念を定義している。

現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること²⁹⁾

また、折田悦郎は、大学アーカイブズを「大学が生産(授受) した事務文書を中心に収集 し、それを学内外の利用に供するとともに、 大学自身のアカウンタビリティ、アイデン ティティの"場"となる全学的な組織」³⁰⁾と位置づけている。筆者もこの両氏の見解に異論はなく、これらの研究を継承・発展させていくことが必要であると考えている³¹⁾。そこで、これらの研究を踏まえて、大阪大学文書館の目的やミッションについて考えてみることにする。

(2) 大阪大学文書館のミッション

大阪大学文書館のミッションはおおむね以 下の4点にあると考えられる。

①大学史編纂などのため資料整備を進め、大 学史をはじめ広い意味での歴史研究を支援す ること。

②大学の歴史や理念を明らかにすることにより、教員・職員・学生に対しては、当該大学に在籍することの意義を認識させ(アイデンティティの確立)、社会に対しては、大学の活動の軌跡をアピールすること、総じて広告塔の1つとして機能すること。その際、博物館・図書館など(大阪大学の場合、懐徳堂・適塾の両記念会、21世紀懐徳堂、中之島センターも含まれる)と連携することも重要になる。

③組織記録を適切に保存し、公的機関として 過去の事象についても将来にわたって社会に 対する説明責任 (アカウンタビリティ) を果 たすこと。

④文書廃棄や文書収納スペースの削減を推進 し、職員の文書管理の効率化を進め、事務合 理化を推進すること。

このうち、①②は歴史資料館的役割、③④ は公文書館的役割ということができるであろう³²⁾。この中でも④および③のミッションは 特に重要である。そのためには、非現用法人 文書の評価選別、整理、保存、廃棄、管理を 文書館に一元化する必要がある。

筆者はかつて、「大阪大学文書館が成功するか否かの鍵は、いかに法人文書の収集・保存・公開が出来るかにかかっているといっても過言ではないでしょう。決して法人文書以外の歴史的資料を軽視しているわけではありませんが、やはり法人文書がアーカイブズの

中核資料です。アーカイブズのユーザーは、研究者や一般市民など多様ですが、最大のユーザーは事務職員の方々でしょう。親組織の事務職員にとって役に立たないアーカイブズは、アーカイブズとしての価値が半減しているといっても差し支えないでしょう。」³³⁾と書いたことがあるが、この考えは現在でも変わっていない。事務職員にとって役に立つ、すなわち組織運営に役に立つ文書館を構築したいと考えている。

なお、小池聖一は大学アーカイブズのシンクタンク化を提唱している³⁴⁾。直ちにこれを 実現するには超えなければならないハードル が多々あるが、大阪大学文書館でもこの方向 性を志向していきたい。

(3) 大阪大学文書館の目的

大阪大学文書館を設置するにあたっては、 その設置を根拠づける規程(「大阪大学文書 館規程 | (仮称)) において、設置目的を明記 しなければならない。そこで、規程に表現す る具体的な大阪大学文書館の目的についてみ ておきたい。現行の「大阪大学文書館設置準 備室設置要項 | 第1では、大阪大学文書館の 目的について、「大阪大学の歴史に関する文 書(法人文書を含む。以下同じ。)の収集、 整理、保存及び公開を目的とする」としてい る。ここでは、文書館の対象を「文書」と限 定している。しかし、大学アーカイブズが取 り扱う資料は、「基幹部分は(中略)文書資 料であるが、それに限定せず、(中略)記念 的物品、視聴覚資料の類も収集・保存すると ころに、大学アーカイブズの特色がある [35] といわれており、実際、既設の各大学アーカ イブズの対象資料もそのようになっている。 規程上「文書」と限定してしまっては、取り 扱う資料を限定しすぎておりふさわしくな

また、これは既存の多くの国立大学アーカイブズの設置目的と同様に、文書館の機能自体が目的化してしまっており、機能の上に立つべき理念の提示がない³⁶⁾という問題も抱えている。大阪大学文書館の目的を明示するた

めには、文書館(仮称)設置検討ワーキング 等での審議を経なければならないという学内 事情もあり、本稿でこれに代わる新たな目的 を提示する準備はできていない。しかし、先 に述べたミッションに照らして、また筆者が すでに行った既設国立大学アーカイブズの目 的規定に関する分析³⁷⁾も踏まえて、今後適切 に目的および業務について規定していく予定 である。

(4) 大阪大学文書館の取り扱う資料

大阪大学文書館で取り扱う資料は、大阪大学の歴史に関わる重要な資料ということになるであろうが、これは①非現用となった法人文書、②学内刊行物、③大学関係者の個人資料に大きく区分される。この3区分は、京都大学大学文書館³⁸⁾をはじめとしてほとんどの国立大学アーカイブズで共通していると思われる。

なお、名古屋大学大学文書資料室および広島大学文書館では、半現用文書を保管することが学内規則で認められている³⁹⁾。大阪大学において直ちに中間書庫を確保することはかなりの困難を伴うが、法人文書の整理、保存、廃棄、管理の一元化という大阪大学文書館のミッションに照らして、文書館が半現用文書に関与できるように規則を整備することが望ましいと考えている。

(5) 古文書と大学アーカイブズ

ここで、大学アーカイブズと古文書の関係について触れておく。一般の方の中には、自治体アーカイブズが古文書を所蔵しているのと同様に、大学アーカイブズも古文書を所蔵するものととらえている人がいるかもしれない。しかし、近年では、自治体アーカイブズでも公文書がその中心資料であるという見解が有力になりつつある⁴⁰⁾。

既存の国立大学アーカイブズでは古文書を取り扱っているところは存在しない。古文書と大学アーカイブズについては、すでに西山伸⁴¹⁾、折田悦郎⁴²⁾、小池聖一⁴³⁾によって論じられており、特に小池論文において意は尽くされていると思われる。ここでは、九州大学

においては、旧大学史料室は文書館(もんじょかん) 構想からは離脱して大学文書館(ぶんしょかん)となり、古文書は旧石炭研究資料センターや旧九州文化史研究所を改組した附属図書館付設記録資料館の所管になっている事実を指摘するにとどめたい。筆者も大学アーカイブズの理念・ミッションに照らして、古文書は取り扱うべきではないと考えている。大阪大学でも、文書館で古文書を取り扱う構想はない。

5 年史編纂と大学アーカイブズ

「はじめに」で述べたように、これまでの 日本の大学アーカイブズは年史編纂と密接な 関係を持って成長してきた。この関係を重視 する論者に、桑尾光太郎・谷本宗生がいる。 桑尾・谷本は以下のように述べている。

これまでの大学アーカイヴズの萌芽と成立・成長の過程をみると、やはり年史編纂という契機は大きい。実際に、現在日本で大学アーカイヴズとして活動している機関のほとんどは、その大学で年史編纂事業が行われた後に、収集された資料や編纂組織などを基礎として成立したものであり、この事実を指摘しないわけにはいかない。

アーカイヴズとは、ある理念に基づいて突然成立するものではなく、業務や習慣の蓄積のもとにその必要性が認知され、徐々に機能を高めていくものである。⁴⁴⁾

確かに、既存の大学アーカイブズが年史編 纂事業を基礎として成立してきたことは事実 である。しかし、理念よりも業務や習慣の蓄 積を重視するこの論理でいくと、まず年史編 纂を行わないことには、大学アーカイブズ設 立は不可能になる。業務を行う母体のないと ころでは、どうやって資料を保存し、業務や 習慣を蓄積するのであろうか。

また、すべての年史編纂事業が大学アーカイブズに結実したわけではないことも歴然とした事実である。「はじめに」で述べた全国大学史資料協議会は私立大学中心だが、多く

の大学は年史編纂や編纂資料の保存を目的と している。しかし、同会の会員数が増加した 一方で、年史編纂を前提とした多くの私立大 学では、学内で組織の認知を得ることや人員 や予算を確保することに苦慮していると聞い ている。学内の組織記録を体系的に保存する システムを構築しているところはほとんどな い。私立大学においても、年史編纂に代わる 大学アーカイブズ設置の意義や理念が求めら れているのではなかろうか⁴⁵⁾。

既存の国立大学アーカイブズもすべて年史 編纂を前提としている。しかし、大学アーカ イブズが設置されている国立大学は、旧制帝 国大学を中心とする一部の大規模国立大学に 限定されている。大学アーカイブズを有する 国立大学は、87大学中わずか8大学46)、設置 率9%にすぎない。市町村よりは高い設置率 ではあるが、47都道府県中30都道府県に設置 されている都道府県立アーカイブズの設置率 63%には遥かに及ばない(都道府県立アーカ イブズの設置率が63%にとどまっていること は、それはそれで重大問題ではあるが)。ほ とんどの国立大学の法人文書は、保存年限満 了とともに何らの保存措置がとられることな く自動的に廃棄されていると考えられる(法 令に基づくきちんとした廃棄措置がとられる ことなく、たまたま法人文書が残存している 場合もあるであろうが)。

また、既存の国立大学アーカイブズも文部 科学省によって設置が認められたものでな く、学内措置により設置されており、教員ポ ストについても流用定員という基盤の脆弱性 を抱えている47)。

新制大学設立50年にあたる1999年前後に は、多くの国立大学で新制大学50年史が編纂 された。しかし、この新制大学50年史編纂は、 広島大学を除いて大学アーカイブズに結実す ることはなかった。広島大学の場合も50年史 編纂のみでは文書館設置は不可能であり、森 戸辰男関係文書整理事業も前提としたうえ で、情報公開法の施行、国立大学法人化が作 用して文書館が設置されたのであった48)。広 島大学では学内事情により50年史編纂が完了 する前に文書館を設置し、文書館で50年史編 纂事業を継承した。同館の小宮山道夫はこの ことについて、「年史編纂組織と大学アーカ イブズ組織は、それぞれの業務遂行上密接な 関係を持つことはあっても、組織の目的や機 能からして本来全く別種の組織である。(中 略) 結果的には大学アーカイブズが、年史編 纂後の資料の受けⅢ確保という次元の機関と して成立するのではなく、大学の運営上必要 な組織として成立する例を提示できたと、肯 定的に考えてい」49)る。小宮山とともに広島 大学文書館設立に関わった筆者も同感であ る。

小池聖一は、これまでの大学アーカイブズ の設立要因として、以下の三点を指摘してい る。「第一は、大学設立を記念した年史編纂 を契機とし、収集した史資料の保存を設立の 理由とするものである。第二は、大学あるい は学園の創設者等を顕彰することを目的とし て設立するものである。第二の場合には、大 学・学園のアイデンティティが強く意識され ることになる。第三が、情報公開法や個人情 報保護法により、いわゆる公文書館として設 置される場合である」50)。第三の場合には、 大学のアカウンタビリティを果たす役割が強 く求められることになるであろう。そして小 池は、今後大学アーカイブズは第二、第三の 要因を中心に設立されていくという。この点 は、筆者も同感である。

また、これまで日本の大学アーカイブズ論 を牽引してきた寺崎昌男は、「日本でこれま で筆者その他の大学関係者が唱えてきた大学 アーカイブス論は、沿革史編纂作業の始末論 という趣を持っていた。だが、現在および将 来のアーカイブス論は、とりもなおさず大学 改革論であり、また個別大学がサバイバルを 超えて大学らしく発展するための提案でもあ る。」51)と述べている。大学アーカイブズには、 年史編纂資料保存という役割を超えて、大学 改革など親組織が現在まさに直面している課 題に対応する機能が求められているのであ

る。

今後、年史編纂のみを契機として大学アーカイブズを設置することは困難だと思われる。小池聖一は、その理由として「新制国立大学設置五〇周年が終わり、国立大学において年史編纂事業のピークが過ぎたことがあげられる。さらに、年史編纂事業の結果として設立された文書館の多くが、組織的に第三の要因(情報公開法や個人情報保護法により、いわゆる公文書館として設置される場合:引用者註)に対応できないことがあげられる。」522と指摘している。

小池の指摘を待つまでもなく、年史編纂を 行った大学数と大学アーカイブズ数を比べる とその差は歴然である。自治体、特に市町村 においても、自治体史編纂は必ずしも自治体 アーカイブズ設置に結びついていない。これ は、これまであまりにも年史・自治体史編纂 からアーカイブズへという道に執着していた からではないだろうか。

大阪大学文書館の場合、年史編纂を前提と せず、アーカイブズの理念・ミッションに基 づいてゼロから設置せねばならない。ゼロか らの資料保存、アーカイブズの設立のために は、理念こそが重要なのである。

富永一也はアーカイブズの理念について、 「アーカイヴズは、歴史研究や編纂を目的と した機関ではない、ということである。つま り、歴史資料それ自体を目的として収集した り、それによって歴史研究を行ったり、また は、年史(地方公共団体であれば『県史』や 『市町村史』) 編纂資料の保存をはかるため のものではない。また、それと関わってくる が、そもそもアーカイヴズは組織記録を対象 としているのであって、外部から『古文書』 を収集するのは本質的な役割ではない。」53)と 論じている。この富永のアーカイブズ論に対 して、先に引いた桑尾・谷本は、「『アーカイ ヴズは、歴史研究や編纂を目的とした機関で はない』とは理屈のうえでは理解できるが、 それはアーカイヴズを立ち上げた後だからこ そいえることである。J⁵⁴⁾と批判している。し

かし、富永の論は、アーカイブズ立ち上げ後だからいえるわけではなく、アーカイブズを立ち上げるためにこそ、強く意識しなければいけない事柄なのである。そうでなければ、年史や自治体史編纂がアーカイブズ設立に結びつかないという隘路を打破することはできない。ゼロからのアーカイブズ設立のためには、アーカイブズの理念を確立し、歴史研究や編纂と峻別しなければならないのである。そうでなければ執行部や構成員、地方自治体においては首長・議会や住民の理解を得ることはできない。

折田悦郎は、「一度、年史編纂事業とアーカイブの活動を切り離して考えてみるということ、換言すれば、大学アーカイブを説明するときのスタイルを変えるということを行ってみる必要があるのではないか。」と主張し、具体的には「例えば、大学アーカイブの必要性を説くとき、『○○大学では○○年史の編集が終了し、その結果膨大な資料が残され……』云々といった説明から、『大学をめぐる状況が厳しい今こそ、○○大学に大学アーカイブが必要である。……』云々の書き出しにするような、そういった説明スタイルの変更が必要なのではないか。」と提言している550。

近年でもまた、小宮山道夫は「大学史編纂と大学アーカイブズとは完全に別に設計しなければならない」560と主張し、西山伸も「沿革史編纂組織は歴史編纂・研究の主体であるのに対して、大学文書館は一義的に史料の管理・公開を行っていく組織なのである。」570と両者の違いを強調している。本稿で筆者が述べてきたことは、これら先学の見解を確認してきたにすぎないが、大学、自治体を問わず、アーカイブズ設立のためには、歴史研究や編纂とアーカイブズの根本的な相違を認識し、アーカイブズの理念を明確にしておかなければならないことを再度強調しておきたい。

結びにかえて一もう一つのミッションと戦略 形成一

これまで、大阪大学における文書館設置へ の取り組みを紹介するとともに、大学史編纂 と大学アーカイブズとではその目的が根本的 に異なり、アーカイブズを設立するためには 何より理念を確立することが大切であると主 張してきた。

最後に、大阪大学文書館の戦略形成の必要 性を指摘して、本稿を終わりたい。先に「大 阪大学文書館のミッション | のところでは述 べなかったが、大阪大学文書館にはもう一つ のミッションがあると考える。それは、「教 育研究」機関である大学のアーカイブズとし て「教育研究」情報の集積と発信である。こ れには、附属病院を有する大阪大学において は、医療情報も含まれる。大濱徹也は、大学 アーカイブズを「経営と戦略の府」と位置づ けているが、そのためには大学が有するさま ざまな知と情報を集積し、それを共有しなけ ればならない58)。

大濱の提言は重要であるが、ある種理想論 的なところもあり、実現するためにはかなり の困難が予想される。しかし、その実現が困 難だからといって、われわれは理想の大学 アーカイブズへ向かっての歩みを止めてはな らない。

そのためには、大学アーカイブズとして明 確な戦略を形成する必要がある。かつて書い た論文の一部を引用することで、本稿の結び にかえたい。

> 大学アーカイブズは (中略) その親組織 やアーカイブズの性格・戦略に応じて、 さまざまな位置づけが可能である。そし て大学アーカイブズに関わる者は、この ことを意識的に自覚・認識し、アーカイ ブズとしての戦略を形成していく必要が あるのである。本稿において筆者は、理 念的には「教育研究」機関である大学の アーカイブズは「教育研究」に関する資 料や情報を収集・集積していかねばなら ないと主張したが、実践的には、大学アー

カイブズがどれだけそれらを収集・集積 していくかは、すぐれて戦略の問題でも ある。限られた施設と人員のなかでどこ に重点を置くかという現実問題に対処す るには、明確な戦略が必要なのである。 自らの立脚点をしっかりと見つめ、今後 の目標を見定めて実践する。59)

大阪大学文書館ならではの戦略を形成した 130

- 1) 小川千代子『DJI レポート』51、2003年、2頁。
- 2) 小池聖一「大学文書館論」『近代日本文書学研究 序説』現代史料出版、2008年、249頁、初出2007年。
- 3) 大阪大学の歴史については、大阪大学五十年史編 集実行委員会編『大阪大学五十年史 通史』大阪大 学、1985年、参照。
- 4) 菅真城「国立大学に建学の精神はあるのか? -広 島大学・大阪大学の場合-」『広島大学文書館紀要』 10、2008年。
- 5) 大濱徹也「貌としてのアーカイブズ」 『広島大学 文書館紀要』7、2005年、28頁。
- 6) 西尾幾治編、恵済団、1935年。
- 7) 大阪大学、1956年。
- 8) 大阪大学五十年史編集実行委員会写真集小委員会 編、大阪大学、1981年。
- 9) 大阪大学五十年史編集実行委員会編、大阪大学、
- 10) 大阪大学五十年史編集実行委員会編、大阪大学、 1985年。
- 11) 大阪大学紹介誌編集実行委員会編、大阪大学、 1991年。
- 12) 大阪大学創立70周年記念出版実行委員会編、大 阪大学、2001年。
- 13) 大阪大学五十年史資料·編集室編『大阪大学史 紀要』4、1987年。
- 14) 1998年9月1日付元大阪大学五十年史編集実行委 員会委員長中馬一郎副委員長梅溪昇幹事一同発大阪 大学総長岸本忠三宛「大阪大学史資料の保存と資料 室の設置について (お願い)」。
- 15) 『大阪大学文書館設置準備室だより』1、2007年。 http://www.osaka-u.ac.jp/jp/facilities/archives/oua letter0
- 16) 宮原秀夫「復刻版刊行によせて|西尾幾治編『「復 刻版]大阪帝国大学創立史』大阪大学出版会、2004 年、ii-iii頁。
- 17) 安田公寛・平田豊弘「一斉廃棄から公文書館へ」

『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会報』60、2002年。

- 18) 企画推進課の事務分掌は、以下の6点である(大阪大学事務局分課規程第6条)。(1)役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議に関すること。(2)総合計画室に関すること。(3)中期目標・中期計画及び年度計画の事務の総括及び連絡調整に関すること。(4)大学の将来構想に係る企画立案及び連絡調整に関すること。(5)保育施設に関すること。(6)女性研究者キャリア・デザインラボの事務に関すること。
- 19) 評価・広報課の事務分掌は、以下の4点である (大阪大学事務局分課規程第4条)。(1)大学の自己点 検・評価及び第三者評価に関すること。(2)情報公開 及び個人情報保護に関すること。(3)評価室に関する こと。(4)データ管理分析室の事務に関すること。こ こにみられるように、法人文書の管理が事務分掌と して明記されているわけでなく、「(2)情報公開及び 個人情報保護に関すること。」に関連して、法人文書 ファイル管理簿の更新等の法人文書管理に関する事 務を行っているように思われる。大阪大学事務局分 課規程に基づいて定められた大阪大学事務局事務分 掌規程第22条では、評価・広報課評価係の事務分掌 として「(5)法人文書の管理の総括に関すること。」 があげられている。しかし、法人文書の管理は、情 報公開や個人情報保護と密接に関連はするものの、 組織運営を行う上での根幹業務の一つであり、大阪 大学事務局分課規程に事務分掌として明記されてい ないことは問題である。
- 20) 寺崎昌男「大学文書の保存と活用を」『プロムナー ド東京大学史』東京大学出版会、1992年。
- 21) 西山伸「大学文書館とは何か-沿革史との関係 から考える-」『小樽商科大学史紀要』2、2008年。
- 22) 小宮山道夫「実際的大学アーカイブズ考」『近代日本研究』23、2006年。
- 23) 小宮山道夫「実際的大学アーカイブズ考」(前掲)、 88頁。
- 24) 初期に収録した理学部を中心とする大阪帝国大学創設時に関するビデオのダイジェストは、総合学術博物館待兼山修学館で視聴することができる。
- 25) 高杉英一「講義科目『大阪大学の歴史』を始めて」『大阪大学文書館設置準備室だより』2、2008年。 http://www.osaka~u.ac.jp/jp/facilities/archives/oua_letter0 2.pdf。
- 26) 国立大学で最も早く自校史教育に取り組んだ九州大学の折田悦郎は、「自校史教育は年史編集の『後始末』から始まるのではなく、大学アーカイブ本来

- の機能によって行われている。」(「国立大学アーカイ ブ私論-現状と課題-|『大学アーカイヴス機能につ いての基礎的研究-「大学改革」との関連において -』(平成14·15年度科学研究費補助金(基盤研究(B) (2)) 研究成果報告書)、2004年) と述べている。-方、清水善仁は、大学アーカイブズとして自校史教 育をおこなうことの根拠についての十分な吟味が必 要であると注意を喚起している。また、清水は、大 学アーカイブズとして、いかなる理念に基づく教育 活動なのかという視点をさらに深く追求して論議し なければならない状況にあるとも指摘している(「大 学アーカイブズ理念論序説-SAA ガイドラインを手 掛かりに一」『京都大学大学文書館研究紀要』6、 2008年)。確かに、清水のいうように、大学アーカイ ブズの理念と自校史教育の実施との関係については、 さらなる議論の展開が必要であろう。ただし、大阪 大学の場合、学内事情により、自校史教育の実施主 体となりうるのは、文書館以外には考えられないの が現状である。ちなみに、準備室の講師の公募には、 「『大阪大学の歴史』等に関する講義を担当できる者| という条件が含まれていた。
- 27) この報告書は、内閣府大臣官房企画調整課監修・高山正也編集『公文書ルネッサンスー新たな公文書館像を求めて一』国立印刷局、2005年、に収められている。
- 28) 小宮山道夫は広島大学での経験から、大学アーカイブズを設置、あるいは充実させようと考える場合、「大学アーカイブズの保有する情報とスタッフによるサービスが親組織である大学にいかに役に立つかということを示すことが最良だ」と述べている(「実際的大学アーカイブズ考」(前掲)、83頁)。
- 29) 西山伸「京都大学大学文書館-設置・現状・課題-」『研究叢書第3号 大学アーカイヴズの設立と運営-2001年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学-』全国大学史資料協議会、2002年、27頁。
- 30) 折田悦郎「国立大学アーカイブ私論-現状と課題-」(前掲)、12頁。
- 31) 菅真城「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」『アーカイブズ学研究』8、2008年。32) 名古屋大学大学史資料室の大学文書資料室への改組にあたっては、「従来の歴史資料館としての機能に加えて、公文書館的な機能をあわせもつ施設として位置づけられている」(山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援」『名古屋大学大学文書資料室紀要』13、2005年、34頁)。広島大学文書館は、大学史資料室と公文書室という2室体制をとっており、九

- 33) 菅真城「大阪大学に文書館をつくろう!ーセールスマンとしての行動宣言-」『九州大学大学文書館 ニュース』30、2007年、5-6頁。
- 34) 小池聖一「独立行政法人下の大学文書館」『九州 大学大学史料室ニュース』17、2001年。
- 35) 寺崎昌男「大学アーカイヴズとはなにか」寺崎 昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくるー沿革 史編纂必携ー』東信堂、1999年、203頁、初出、1983 年。
- 36) 清水善仁「大学アーカイブズ理念論序説 SAA ガイドラインを手掛かりに-|(前掲)。
- 37) 菅真城「国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定についての分析」『名古屋大学大学 文書資料室紀要』16、2008年。
- 38) 西山伸「京都大学大学文書館-設置・現状・課題-|(前掲)。
- 39) 「名古屋大学法人文書管理規程」第3条第3項。 「広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及 び廃棄等に関する細則」第6条。
- 40) 堀内謙一「基礎的自治体における公文書館設立のための序論」『記録と史料』7、1996年、富永一也「公文書館論」『沖縄県公文書館研究紀要』3、2001年、富永一也「われわれのアーカイヴズ」『京都大学大学文書館研究紀要』2、2004年、龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」『和歌山県立文書館紀要』6、2001年、鎌田和栄「『公文書館』施設と、『古文書』『民間所在資料』のより良い保存・公開に関する一考察」『京都大学大学文書館研究紀要』4、2006年、など。一方、西向宏介「地方自治体文書館の基本理念と『公文書館論』」『広島県立文書館紀要』7、2003年、は、先に引いた公文書中心の公文書館論を批判の組上にあげ、自治体アーカイブズが古文書を取り扱うことの理念づけを試みている。
- 41) 西山伸「大学史の編集と『大学アーカイヴズ』 -京都大学の試みー」『神戸大学史紀要』6、2005年。 42) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置 とその機能」『京都大学大学文書館研究紀要』1、 2002年。
- 43) 小池聖一「大学文書館論」(前掲)。
- 44) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイヴズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、2005年、22頁。
- 45) 桑尾光太郎・谷本宗生は「大学アーカイヴズの

- あゆみ」(前掲)において、「私立大学におけるアーカイヴズ設置の論理と、そのアーカイヴズがどのような活動を主眼とするかは、やはりそれぞれの大学の実状と、その大学が持つ歴史的性格を踏まえながら考えなければならない。」と述べている。この点は筆者も同感である。ただ、この場合もやはり、その大学アーカイブズの理念とそれに基づくミッションを確立しておくことが重要であることを強調しておきたい。
- 46) この8大学は「はじめに」で述べた8つの大学 のことであり、時限的な年史編集室は除いている。
- 47) 菅真城「国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定についての分析」(前掲)。
- 48) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」『広島大学文書館紀要』7、2005年。
- 49) 小宮山道夫「広島大学文書館の特色」『九州大学 大学史料室ニュース』 24、2004年、4頁。
- 50) 小池聖一「大学文書館論」(前掲)、249-250頁。
- 51) 寺﨑昌男「大学アーカイブスと大学改革」『大学 教育の可能性-教養教育・評価・実践-』東信堂、 2002年、202頁、初出2001年。
- 52) 小池聖一「大学文書館論」(前掲)、250頁。
- 53) 富永一也「われわれのアーカイヴズ」(前掲)、 29頁。
- 54) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイヴズのあゆみ」(前掲)、35-36頁。
- 55) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置 とその機能」(前掲)、13、20頁。
- 56) 小宮山道夫「実際的大学アーカイブズ考」(前掲)、 88頁
- 57) 西山伸「大学文書館とは何かー沿革史との関係 から考えるー」(前掲)、4頁。
- 58) 大濱徹也「大学アーカイブズが問われること」 『アーカイブズへの眼-記録の管理と保存の哲学-』 刀水書房、2007年、初出2005年。
- 59) 菅真城「『自己点検・評価』・『教育研究』と大 学アーカイブズ」(前掲)、54頁。

[付記] 本稿は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会資料保存委員会・大阪大学文書館設置準備室共催「アーカイブ基礎セミナー ゼロからの資料保存」(2008年6月12日、於大阪大学附属図書館本館図書館ホール)における筆者の報告「大阪大学文書館スタートのために」を改題のうえ加筆したものである。したがって、本稿の情報は2008年6月段階のものであり、その後の動向については触れていない。